

高尾社労士事務所便り

シニア雇用に関する、シニア・若手・ 経営者の思い

シニアの働き方に関し、シニア自身、同僚となる若手、雇用主である経営者等、それぞれを対象とした個別の調査はよく行われていますが、それらを同時に行った調査はあまり見かけません。

そのような中、特定非営利活動法人 YUVEC の調査「シニア雇用ならびにシニアの働き方に関するアンケート」は、調査対象それぞれの感じ方が同時にわかる調査となっています。

◆経営者・シニアそれぞれの考える問題点

初回となる 2020 年度調査では、下記のような傾向（いずれも複数回答）が明らかになりました。

- 経営者が問題だと思うシニアの資質
 - ①自分のやり方、経験に拘る（66.7%）、②ITに弱い（37.0%）、③新しいことを憶えてくれない（29.6%）、④自分の経験を自慢する（22.2%）
- シニアが感じている一般的なシニアの問題点
 - ①フルタイム勤務を嫌がる（49.7%）、②ITに弱い（39.9%）、③自分のやり方・経験に拘る（39.9%）、④新しいことを憶えない（17.5%）

この傾向は3回目となる 2022 年度調査でもおおむね同様で、経営者はシニアが考えるほどフルタイムで働かないことを嫌ってはおらず、むしろ自分のやり方や経験に拘ることを嫌っている点、シニア自身の感じ方とは著しい乖離があります。

◆若手・中堅が望むシニア像

一方、職場で同僚となる若手・中堅層が望むシニア像としては次のような回答が上位に来ています（4位は同率）。

- ①人柄がよい、②技術、経験、業界（商品）知識、人脈等会社に役立つ何かを持っている、③自ら手を動かす、④過去の事例に詳しく、自分の仕事の役に立つ、④若手とうまくコミュニケーションができる
- 人手不足感がますます強まる中、シニアを特別視せ



ず、シニア雇用のメリットを活かした職場づくりを考えるにあたっては、このような調査も参考としたいですね。

【特定非営利活動法人 YUVEC「2022 年度版 シニア雇用ならびにシニアの働き方に関するアンケート」】
<https://www.yuvec.org/news/mada-dekiru-hito/2023/03/22/7693/>

転職活動で、「選考辞退をしたことがある」は 61%～エン・ジャパンの調査より

人手不足が続いているなか、早く即戦力がほしい中途採用で選考辞退されてしまうのはアタマの痛いところです。このほどエン・ジャパン株式会社が、運営する総合求人サイト『エン転職』上で、ユーザーを対象に転職活動における「選考辞退」についてアンケートを実施し、結果を公表しました。

※調査期間：2023年5月29日～6月27日、有効回答数：8,622名

◆選考辞退をしたことが「ある」人は 61%。「2社以上」の選考辞退経験者は 63%

「転職活動において選考辞退をしたことはありますか？」の質問に、「ある」と回答した人は 61%で、昨年 2022 年に実施した同調査より 5ポイント上昇しました。

選考を辞退したことがある人に、辞退したのは何

社かと質問すると、1社は37%で、「2社以上」の回答は63%ありました（内訳は、2社：28%、3社：16%、4社：5%、5社：5%、6社～9社：4%、10社以上：5%）。

また、辞退したタイミングについては、「面接前」が46%、「面接後」は45%と拮抗し、「内定取得後」は37%でした。

◆辞退理由は、面接前は「他社の選考が通過した」、面接後は「求人情報と話が違った」が最多
面接前に選考辞退した理由は、「他社の選考が通過した」が最多で37%、次いで「ネットで良くない口コミを見た」が27%、「企業の対応が悪かった」が20%となっています。

面接後に選考辞退した理由は、「求人情報と話が違った」が49%で最多、「他の選考が通過した」は35%で2位でした。

内定取得後に辞退した理由は、「他社の選考が通過した」と「提示された条件がイマイチだった」がそれぞれ44%で第1位でした。

「これが決め手となって辞退を決めた」という出来事があるかという質問には、「他社の選考が通過した」「ネットで良くない口コミを見た」「企業の対応が悪かった」「求人情報と話が違った」について、具体的なエピソードが回答されています。

辞退するに至った理由の「求人情報と話が違った」や「企業の対応が悪かった」などは、直ちに違法とはならないとしても、企業の信頼を損なう大きな問題です。ネットの口コミなどが、求職者には転職先選びの判断の一つになっていることも、企業としては今後の採用活動において注意しておきたいところです。

【エン・ジャパン株式会社「8000人に聞いた「選考辞退」の実態調査】

<https://corp.en-japan.com/newsrelease/2023/33829.html>



9月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

10月2日

- 個人事業税の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第2期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

いつもお世話になり、誠にありがとうございます。最新情報をお知らせします。

【最低賃金引上げのお知らせ】

石川地方最低賃金審議会は現在の最低賃金（891円）の時間額を42円引き上げて**933円**とする改正を決めました。改定額は最短で来月10月4日より発効されます。最低賃金はパートタイマーだけでなく、月給制の従業員も時給換算して確認する必要があります。時給換算方法についてご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

【手続きのお知らせ】

社会保険算定基礎届のご依頼を頂いている事業所様には随時、「**標準報酬決定通知書**」のお知らせを発送しております。ご確認をお願い致します。（事業所様で給与計算を行っている場合には保険料率の変更をお願いします。）また、標準報酬の月額変更手続きを行われた方も追ってご案内致します。